回答書

回答日: 令和7年10月28日

担当課: 総務課物品番号:第25号

物品名: 公用車リース(62,63号車)

	質疑事項	回答
1	予算の減額等により、契約内容が変更になった際、賃貸人が不利益を負った場合は 賃貸人と賃借人の両者の協議により賃貸人が賃借人に損害賠償を請求することは可能でしょうか。	契約書(案)第26条に基づき対応いたします。 (翌年度以降の契約) 第26条 賃借人は、この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該契約に係る賃借人の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、賃貸人と協議のうえこの契約を変更し、又は解除できる。 2 前項の規定により契約を解除したことにより賃貸人に損害があるときは、賃貸人はその損害の賠償を賃借人に請求することができる。
2	電気自動車の補助金は現在 車両の使用者(この場合の草津市様)が請求を行うことになっております。補助金の振り込みも市の口座になるため、補助金をリース料に含める場合は草津市様側でのお手続きが必要となります。よろしいでしょうか。	補助金申請は市で行うため、リース料の見積については、補助金相当額を考慮せず見積してください。 仕様書「6.その他 ④」について、下記のとおり改めます。 「電気自動車に係る補助金が適用される場合には、当該車両に係る補助金の手続きは市で行います。」
3	メンテナンス内容にオイル交換の記載がありますが、電気自動車のためオイル交換がありません。よろしいでしょうか。	仕様書「6.その他 ⑥」の「オイル交換(5,000km走行毎に 交換する。)」について、削除させていただきます。
4	消耗品の交換に原則電球は含まれません。よろしいでしょう か。	問題ありません。
5	整備工場を有する草津市内業者では、電気自動車のメンテナンスの対応が困難なため三菱自動車の販売会社(ディーラー)でのメンテナンスでもよろしいでしょうか。	問題ありません。
6	仕様書 ④ 電気自動車をリース車両とする場合、補助金申請は車両使用者による申請となっているため、補助金相当分を除いた金額で見積を作成することができません。補助金を含まない金額で見積を作成させていただいてよろしいでしょうか。また、補助金の手続きもリース会社側で行うことができませんがよろしいでしょうか。	補助金申請は市で行うため、リース料の見積については、補助金相当額を考慮せず見積してください。 仕様書「6.その他 ④」について、下記のとおり改めます。 「電気自動車に係る補助金が適用される場合には、当該車両に係る補助金の手続きは市で行います。」
7	仕様書 装備及び付属品 バックガイドモニターについてルームミラー一体型でも可能で しょうか。	ルームミラー一体型でも可能です。
8	長期継続契約において、翌年度以降の予算が減額または削除された場合、契約変更または契約解除時に賃貸人への損害補填は可能ですか。また、損害補填措置が可能な場合において、その旨を契約書の条文に明記することは可能ですか。	契約書(案)第26条に基づき対応いたします。 (翌年度以降の契約) 第26条 賃借人は、この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該契約に係る賃借人の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、賃貸人と協議のうえこの契約を変更し、又は解除できる。 2 前項の規定により契約を解除したことにより賃貸人に損害があるときは、賃貸人はその損害の賠償を賃借人に請求することができる。

9	納車時期が令和8年3月2日からとなっておりますが、令和8年3月2日に新規登録し、完了次第遅滞なくの納車でよろしいですか。	仕様書のとおり、納期(車両登録日) は令和8年3月2日としておりますが、納車場所への運搬日は車両登録から7日以内でお願いします。
10	契約書(案)がありましたら、開示願います。	契約書(案)を添付します。
11	架装品について、汎用品の使用は認められますか。	汎用品でも可能です。
12	賃貸借期間について、天災や半導体欠品によるメーカーの生産 調整等受注者の不可抗力による納期変更については、ペナルティ等の対象とせず協議に応じていただくことは可能でしょうか。	契約書(案)第23条に基づき、契約書に定めのない事項については、協議の上処理するものとしています。 (協議) 第23条 この契約に定めのない事項については、賃借人および賃貸人で協議のうえ、別に決定するものとする。
13	公用自動車リース仕様書 6.その他 ④「電気自動車に係る補助金が適用される場合には、補助金相当分を除いた金額でリース料を見積すること。当該車両に係る補助金の手続きは、リース会社ですべて行うこと。」とありますが一般社団法人次世代自動車振興センターホームページに案内されているように昨年よりリース車両の補助金申請は使用者申請となっております。つきましては補助金は貴市に振り込まれますので補助金相当額を除いた金額でリース料を見積りすること、及び補助金手続きをリース会社側ですべて行うことはできかねますがよろしいでしょうか。手続きの補助は可能です。	
14	契約書雛形はありますでしょうか。	契約書(案)を添付します。
15	過去に予算の削減又は削除によって契約を解除したことは ありますか。また、中途解約がある場合、受注者が被る損害 についてお支払い頂くことは出来ますか。	予算削減等により契約変更・解除となった事例はありません。 契約書(案)第26条に基づき対応いたします。 (翌年度以降の契約) 第26条 賃借人は、この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該契約に係る賃借人の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、賃貸人と協議のうえこの契約を変更し、又は解除できる。 2 前項の規定により契約を解除したことにより賃貸人に損害があるときは、賃貸人はその損害の賠償を賃借人に請求することができる。
16	物流遅延等の不測事態が発生し納期遅延となった場合、当 社への指名停止等の処分や、賠償請求や違約金の請求等 無く、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょう か。	契約書(案)第23条に基づき、契約書に定めのない事項については、協議の上処理するものとしています。 (協議) 第23条 この契約に定めのない事項については、賃借人および賃貸人で協議のうえ、別に決定するものとする。

リ ー ス 契 約 書(契約番号25号)(案)

草津市(以下「賃借人」という。)と (以下「賃貸人」という。)とは、 草津市公用車リースに関し次の各条項に基づいて契約を締結する。

(総則)

- 第1条 賃借人は、賃貸人の所有する次に掲げる車両を借り受け、リース料を支払うものと する。
 - (1)車名および数量

2台

(2)納車場所

草津市役所(草津市草津三丁目13番30号)

(3)賃借人は、車両を前号の納車場所から他の場所へ移動させようとするときは、あらかじめ賃貸人の書面による承諾を得なければならない。

(リース期間)

第2条 車両のリース期間は、令和8年3月2日から令和14年3月1日までとする。(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(リース料)

第3条 車両1台のリース料(以下「リース料」という。)は、次のとおりとする。

月額 円(うち消費税および地方消費税の額 円)

なお、リース車使用開始日および使用終了日が月の途中である場合は、次式により算出 した金額とする。

月額金額(契約金額)×その月のリース車使用日数÷暦日数(円未満切捨て)

- 2 リース料に含まれる費用については、仕様書のとおりとする。
- 3 理由のいかんを問わず、リース期間中に車両を使用しない期間についても、賃借人は賃貸人に対するリース料の支払いを免れないものとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、全額を免除する。

(リース料の支払方法)

第5条 賃借人は、リース料を賃貸人の提出する適法な支払請求書を受理した日から30 日以内に支払うものとする。

(秘密の保持)

第6条 賃借人、賃貸人双方は、この契約の履行にあたり直接または間接的に知り得た秘密を他に漏らし、または利用してはならない。これは、この契約期間が満了し、または解除された後においても同様とする。

(車両の使用および保守)

第7条 賃借人は、車両の引渡し完了後、地方公共団体の事業推進のため、善良な管理者 の注意をもって使用、保管するものとし、使用および保管に際しては法令の定め、官公庁 の規制および指示を遵守するものとする。

- 2 賃借人は、車両が本来の性能を十分に発揮する状態を保つよう常に心がけ、車両が損傷 をうけたときは、その原因のいかんを問わず修理するものとし、修理不能の場合の措置に ついては、第17条の規定のとおりとする。
- 3 前項にかかわる費用については、第3条のリース料に含まれるものを除き、すべて賃借 人の負担とする。

(損害賠償)

第8条 車両または代車の使用、保管等に起因して生じた一切の人的または物的損害(盗難にあった車両または代車により引き起こされた事故による人的または物的損害を含む。)については、賃借人が一切の責任を負うものとする。また車両の欠陥による場合は、賃貸人に報告したのち、賃借人、賃貸人が協力して解決するものとする。

(車両の現状変更)

- 第9条 賃借人は、車両に他の物品を付着させ、または車両の改造模様替えをし、もしくは 性能、機能および品質等を変更させようとするときは、あらかじめ賃貸人の書面による承 諾を得なければならない。
- 2 前項の規定により、賃借人が賃貸人の書面による承諾を得て車両の現状変更を行った 場合における効果の帰属は、賃借人、賃貸人協議して定めるものとする。

(禁止事項)

- 第10条 賃借人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、賃貸人の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
 - (1)この契約またはこの契約に基づく賃借人の権利を第三者に譲渡し、または使用させること。
 - (2)車両を第三者に貸し付けること。

(車両の所有権)

- 第11条 賃貸人が書面により賃借人の所有権を認めた場合を除き、車両に付着した他の 物品の所 有権は全て無償で賃貸人に帰属するものとする。
- 2 賃借人がこの契約に違反し、賃貸人の車両に関する所有権が侵害されるおそれが生じた場合は、賃貸人は車両に関する賃貸人の所有権を保全するため必要な措置をとることができる。この場合において賃借人は、この措置のために賃貸人の支払った一切の費用を負担するものとする。

(保険)

- 第12条 自動車損害賠償責任保険は賃貸人が負担するものとする。
- 2 賃借人は、自己の負担において自動車保険ならびに車両保険に加入するものとする。
- 3 賃借人は、車両に関する保険事故が発生したときは、賃貸人にその事故報告を通知する ものとする。
- 4 第2項の保険契約により補填されない損害については、第8条の規定に基づき一切賃借人が負担するものとする。
- 5 第2項の保険契約に免責額が定められている場合(免責額が変更された場合を含む。) は、免責額に相当する額の損害は賃借人が負担するものとする。

(賃借人の解除権)

第13条 賃借人は、賃貸人が次の各号の一に該当するときは、催告をしないで契約を解

除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、物品(装置)の引渡しをすべき期日を過ぎても引渡しを行わないとき、又は引渡しの見込みがないとき
- (2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき
- (3) 契約の履行に当たり職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき
- (4) この契約に違反し、賃借人が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、賃貸人がその違反を是正しないとき。
- (5) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(賃貸人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、賃貸人が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。(以下この号において同じ。))または暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与してい ると認められるとき。
 - 二 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する などしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認 められるとき。
 - へ 本契約に関連する他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該 当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 賃貸人が、イからホまでのいずれかに該当する者を転貸等の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、 賃貸人がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、契約金額に12を乗じて得た金額の100 分の10に相当する金額を違約金として、賃借人の指定する期間内に支払わなければなら ない。ただし、賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この 限りでない。

(事故処理)

第14条 事故が発生した場合は、賃借人は、損害防止に努め、責任をもって処理にあたるものとする。

(費用の変動)

- 第15条 法令に基づき、公租公課、保険の新設、変更を生じた場合または自動車の仕様 変更に伴う整備、部品取付および交換など新たな費用が生じた場合は、賃借人が、その費 用を負担するものとする。
- 2 前項の費用の支払方法については、賃借人、賃貸人の協議により定めるものとする。 (通知および報告義務)

- 第16条 賃借人に次の事態が発生し、またはそのおそれがあるときは、賃借人は直ちに書面によりこれを賃貸人に通知するものとする。
 - (1)詐欺、盗難、その他の事由により車両の占有を失ったとき
 - (2)第8条の事由が生じたとき
 - (3)賃借人の名称、住所、代表者の変更、または組織の重要な変更があった場合
- 2 賃借人が前項の通知を怠ったために、賃貸人からなされた通知もしくは送付書類など が延着し、または到着しなかった場合には、賃借人は当該書類などが通常到着すべきとき に到着したものとされても異議はないものとする。

(車両の滅失・毀損)

- 第17条 リース期間満了時までに、車両が滅失、盗失したとき、または毀損、損傷して 修理不能となったときは、賃借人は賃貸人に対して書面でその旨を通知し、その原因のい かんを問わず、直ちに契約を解除し、賃貸人の請求に基づき解約金を賃貸人に支払うもの とする。解約金については、賃借人、賃貸人協議するものとする。
- 2 リース期間満了時までに、車両が毀損し、修理可能な場合は、賃借人の責任において修理するものとする。

(遅延利息)

第18条 賃借人がリース料その他この契約に基づく債務の支払を怠ったときは、支払期日の翌日から弁済の日まで、弁済すべき金額に対する、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率による遅延利息を賃貸人に支払うものとする。

(契約期間中の解約)

- 第19条 賃貸人は賃借人が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず(第3号の場合を除く。)、この契約を解除することができるものとする。
 - (1)リース料の支払を2回以上怠ったとき
 - (2)車両について必要な保守、管理をしないとき
 - (3)この契約の条項または賃貸人との間のその他の契約の条項に一つでも違反し、賃貸人が5日間の期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、前記期間内に賃借人がこれに応じないとき
- 2 前項の定めによりこの契約が解除されたとき、または契約期間中に賃借人の都合により解約する場合においては、賃借人は車両を賃貸人に返還するとともに解約金を賃貸人に支払うものとする。
- 3 前項の解約金については、賃借人、賃貸人協議し定めるものとする。 (車両の返還・引取り)
- 第20条 この契約がリース期間の満了により終了したときは、賃借人は、直ちに賃借人の 負担で車両を原状に修復(第9条第2項によって賃貸人が認めた物品を除く。)したうえ、 当該車両の保管場所において賃貸人に返還するものとする。
- 2 賃借人が車両の返還を遅滞した場合において、賃貸人または賃貸人の指定する者が車 両の所在地から、その車両の引上げをするについて、賃借人はこれを妨害し、または拒ん ではならない。
- 3 前項の場合において、賃借人は返還完了まで、遅延日数に応じリース料相当額の損害額

を賃貸人に支払うほか、この契約の諸条項に従うものとする。 (権利保全)

- 第21条 賃借人がこの契約に違反したことにより賃貸人が支出した一切の費用(弁護士費用を含む。)は、賃借人が負担するものとする。
- 2 車両の所有権その他この契約に基づく権利を保全、回復し、または第三者からの異議、 苦情の申し立てを解決するため、賃借人、賃貸人協議のうえ賃貸人が必要な処置をとった ときは、車両の移送費用、弁護士費用等問題解決に要した費用を、賃貸人は賃借人に対し 請求できるものとする。

(談合行為等に対する措置)

- 第22条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約およびこの契約に係る変更契約による契約金額(単価契約の場合は支払金額)の10分の1に相当する額を、 賠償金として、賃借人に支払わなければならない。この契約による物品の納品が完了した 後においても同様とする。
 - (1)公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、賃貸人が私的独占の禁止及び公正 取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下第2号までにおいて「法」と いう。)第2条第6項の不当な取引制限をし、法第3条の規定に違反する行為がある、 またはあったとして、法第7条第1項もしくは第2項(法第8条の2第2項および法第 20条第2項において準用する場合を含む。)、法第8条の2第1項もしくは第3項、法 第17条の2または法第20条第1項の規定による命令が確定したとき。
 - (2)公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、賃貸人が法第2条第6項の不当な 取引制限をし、法第3条の規定に違反する行為がある、またはあったとして、法第7条 の2第1項(同条第2項および法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による命令が確定したとき。
 - (3) この契約に係る入札に関して、賃貸人(賃貸人が法人である場合にあっては、その役員または代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法(明治40年法律第45条)第96条の3の規定による刑が確定したとき。
 - (4) その他この契約に係る入札に関して、賃貸人が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、賃借人は、契約を解除することができる。この場合に おける契約解除に係る違約金の徴収については、第13条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、賃借人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。 (協議)
- 第23条 この契約に定めのない事項については、賃借人および賃貸人で協議のうえ、別に 決定するものとする。

(紛争の処理)

第24条 この契約の履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し当事者と協議解決を図るものとする。

(管轄裁判所)

第25条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、大津地方裁判所を専属管轄裁判所

とする。

(翌年度以降の契約)

- 第26条 賃借人は、この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該契約に係る賃借人の 予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、賃貸人と協議のうえこの契 約を変更し、又は解除できる。
- 2 前項の規定により契約を解除したことにより賃貸人に損害があるときは、賃貸人はその損害の賠償を賃借人に請求することができる。

(草津市契約規則の準用)

第27条 この契約に定めるものの他、賃貸人は、この契約の履行に関し、草津市契約規則 (平成6年草津市規則第10号)を守らなければならない。

この契約締結の証として本書2通を作成し、賃借人・賃貸人記名押印のうえそれぞれ1通 を保管する。

令和 年 月 日

賃借人 草津市草津三丁目13番30号 草津市長 橋 川 渉

賃貸人